



校訓 「自立 協同 創造」
校是 「生きるとは 分かちあうこと」

養父市立養父中学校 学校だより
(令和7年4月18日) 第3号

学校教育目標「しなやかな強さを持ち 協働的・創造的に活動できる生徒の育成」

令和7年度全国学力・学習状況調査

4月14日(月)、3年生を対象にした全国学力・学習状況調査の「理科」、「生徒質問調査」がオンライン方式で行われました。オンライン方式は初めてということで、トラブル発生を心配しましたが、無事に終了しました。また、17日(木)には、「国語」、「数学」の調査が筆記方式で行われました。

この一連の調査は、“全国的な生徒の学力や学習状況を把握・分析し、我が国の教育施策における成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する(文部科学省)”のために、2007年から毎年行われています。要するに、私たち教師の授業改善のために、全国の生徒に協力してもらっている調査であると私は解釈しています。よって、調査結果について生徒個人が一喜一憂するものではありませんし、生徒間や学校間、あるいは市町村・都道府県どうして競争をするものでもありません。また、マスコミ等が「全国学力テスト(学テ)」などと呼称しているのは、本来の趣旨からすると誤表現であると言わざるを得ません。

さて、今年度の結果については秋頃にはお伝えすることができると思いますので、しばらくお待ちください。



学力とは・・・？

では、「学力」というのは、いったい何なのでしょう？簡単なようで、意外と難しい言葉ですが、我が国では、以下の3つを“学力”として学校教育法第30条で規定しています。

- ① 基礎的・基本的な知識および技能
- ② 思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

これを、「学力の3要素」と呼び、教師はこの3つを生徒に身につけさせるために授業づくりをしているのです。

まず①ですが、これは「 $(x+a)(x+b)=x^2+(a+b)x+ab$ 」「I have never been to China(私は中国に行ったことがない)」「源頼朝が鎌倉に幕府を開いた」「『美しい』は形容詞」などの知識、あるいは理科の実験、技術・家庭の作業、保健体育のマット運動、音楽の合唱、美術の写生等における技能を指します。どちらかと言えば、“インプット(覚える、身につける)”する学習によって得る力というイメージです。

いっぽう②は、身につけた①を活用してさらに深く考えたり、どうしようか判断し



たり、自らの考えを表現したりする力を指します。どちらかと言えば、“アウトプット（班学習、感想を書く、説明する）”する学習によって得る力のイメージということになります。

そして、③は、①や②を得るために粘り強く取り組んだり（あきらめない）、自らの学習を調整（見通し、振り返り）したりする態度を指します。①②③は常に関連して成長するため、いずれかの力だけが突出するということはありません。

さて、養父中学校では、4月4日（金）・4月16日（水）の校内研修において、学力とは何かをまず確認した後、「指導と評価の一体化」という考え方に基づいた授業づくりをめざすことを共通認識しました。これはテスト（中間テスト・期末テスト・課題テスト等）だけで学習成果を評価するのではなく、日頃の授業の中や提出物、レポート等を活用して生徒の①②③を見取って評価していく、そして、その結果を生徒に返すだけではなく、教師自らの授業を改善していくための材料にするという考え方です。授業→評価→授業→評価→授業……のイメージです。この評価の積み重ねが学期末の「評定（1・2・3・4・5）」につながり、通知表によって保護者の皆様のもとへ届きます。いっぽう、教師は「評価」および「評定」を次学期以降の授業改善のために活用します。つまり、「評価」・「評定」は生徒のためだけではなく教師のためにも存在しているのです。



スマートフォン、タブレット等の怖さ

スマートフォン、タブレット等が普及していく中で、それを個人で所持する中学生が増えていきます。また、それに加えてSNSやゲームに興じる中学生が多いのもご存じのとおりです。そして、その状況に伴うさまざまな深刻な問題が起きていることもよくテレビや新聞紙上で報道されます。学校としては、中学生の情報機器使用に関する指導は随時行っていきま

すし、各教育行政機関もさまざまな啓発チラシ等を作成して、その危険性を周知しようと努力しています。とは言っても、そもそも情報機器を生徒個人に所持させているのはそれぞれのご家庭ですから、その結果についての最も大きな責任を問われるのは“親”であることを認識していただく必要があります。それでは、過去に実際に遭遇した生徒指導事案について紹介します。



- ① LINE 等のアプリを通じて人間関係にトラブルが発生。それが“いじめ”に発展していく。
- ② 情報機器使用に没頭するがあまり、学力が低下する。また、就寝時刻が遅くなって翌朝の起床が困難になる。それらの結果、登校しぶりが起きたり、実際に不登校になったりする。
- ③ ゲームで“課金”を行い、親の知らぬ間に高額請求をされることになる。
- ④ 情報機器を通して見知らぬ人と知り合いになり、そのまま逃避行してしまう。

いずれも深刻な事案ですが、親が子どもの情報機器使用の実態にしっかりと関心を持ち、各家庭でルールを定めて適切に指導すれば防げると私は考えます。

いっぽうで、そもそも、情報機器を子どもに個人所有させるべきものであるかどうかを各ご家庭で熟考していただく必要があります。必要でないものは持たせない。必要であるならルールを決めて持たせる”のが基本であり、情報機器に限らず、子どもがせがむので仕方なく買い与えてしまったということは避けたいものです。「だって!みんな持つとるもん!」「持ってへんのは僕だけや!」は子どもの常套句ですが、私もよく幼少期にいろいろな物を親にせがんだものです。しかしながら、「よそはよそ!うちはうち!」「うちにはそんな金はあれへん!」と一蹴されてばかりでした（涙）。